

公認会計士試験制度の見直しについて

平成 22 年 4 月 5 日

日本公認会計士協会

1 . 公認会計士試験制度見直しの必要性

- (1) 平成 15 年の公認会計士法改正により、公認会計士試験制度（以下、「試験制度」という。）の見直しが行われ、平成 18 年から新しい試験制度のもとで公認会計士試験が実施されてきた。この試験制度改革では、従前の会計監査人の育成に重きをおくという考え方から、経済社会のインフラとしてより幅広い分野での活躍が期待されるとの考え方への方向転換と規制緩和への対応が図られ、社会人を含めた多様な人材にとって受験しやすい試験制度へと見直された。
- (2) 新制度下で実施されてきた試験の結果、現状においては、社会人の受験者・合格者の顕著な増加はみられず、また、試験合格者の経済界への進出（就職）も当初の目論みどおりには進展していない。さらに、試験に合格しても「公認会計士」となるための要件である実務経験を満たすことができず、公認会計士資格を取得できない者が増加するおそれが高まってきている。
- (3) 一方、経済社会のインフラとして、幅広い会計・財務分野で会計実務専門家が活躍することは、従前にも増して期待されている。

2 . 公認会計士試験制度見直しの基本的スタンス

- (1) 企業等の財務情報の信頼性を確保し、投資者及び債権者の保護等を図るため、監査証明業務は資格を有する者のみが行い得る資格独占業務として位置付けられ、その資格は国により認定される「公認会計士」である。公認会計士試験は、どのような制度設計の下でも監査に必要な能力を有する者を継続的に輩出することができるものでなければならない。
- (2) 監査証明業務を遂行するための、高度でかつ複合的な実務的専門能力は、幅広い専門的知識を前提として、監査に関する十分な実務経験により養われるものである。したがって、公認会計士試験は専門的知識を前提とした監査の実務的専門能力を有していることを認定するものでなければならない。
一方、経済社会のインフラとしての会計実務専門家には、必ずしも監査に関する実務経験を求める必要はない。

- (3) 幅広い専門的知識と監査実務経験に基づく専門能力は、必ずしも同時に認定されなければならないものでもない。そこで、公認会計士に関わる試験の制度を二段階に分け、第一段階では、経済社会のインフラとしての会計実務専門家に求められる幅広い専門的知識を有していることを判定し、第二段階として、監査証明業務を担うことができる実務経験に基づく専門能力を有していることを判定することが考えられる。

その場合、第一段階の試験合格者は、経済社会のインフラとして監査に限らない幅広い会計実務専門家の素養があるとして一定の資格を付与することも考えられる。

そして、第二段階の試験合格者が、監査実務経験に基づく専門能力があると判定され「公認会計士」となる。この試験は、我が国資本市場の信頼性の維持のために国家による試験とする必要がある。

- (4) 公認会計士資格は国際的な資格である。我が国資本市場及び公認会計士の国際競争力を維持するためにも、公認会計士試験及びその後の育成過程において専門的知識及び実務能力を養成する制度は、国際教育基準（IES）の考え方に準拠して制度設計される必要がある。

3. 公認会計士試験制度の改革案の骨子

- (1) 試験を公認会計士予備試験（仮称、以下、「予備試験」という。）と公認会計士試験の二段階とする。予備試験合格者には、一定の資格を付与することが考えられる。

なお、予備試験は、この合格者に経済社会のインフラとして幅広い会計実務専門家の素養がある者を認定する制度として位置付ける。そのためには予備試験合格者が社会的に認知されるに相応しい難易度の試験とすることが適当である。

- (2) 公認会計士試験は、予備試験に合格し、3年間の実務経験を有する者に実施する。本試験は論文記述及び口述による試験を原則とし、その合格者は公認会計士となる資格を有する者とする。
- (3) 公認会計士試験を受験するための実務経験要件は、「業務補助」を原則とするが、公認会計士の適切な指導のもとで行われる「実務従事」も認める。
- (4) 公認会計士登録には、学士の学位（又は文部科学省が学士の学位と同等と認めるもの）を修得していることを要することとする。

以上

参考：

